

都立学校における医療的ケア実施の手引(改訂)

**都立肢体不自由特別支援学校以外の都立学校で
医療的ケアを新規に実施するために**

令和6年3月

教育庁都立学校教育部特別支援教育課・高等学校教育課

＜目次＞

～はじめに～

I 医療的ケアを始めるに当たっての事前準備 ······	1
1 都立高等学校等の場合	
2 都立特別支援学校（都立肢体不自由特別支援学校以外）の場合	
II 医療的ケア実施体制の確立 ······	4
1 指導医の選定及び委嘱	
2 支援校の決定と連携	
3 非常勤看護師の採用及び研修	
4 必要物品の準備・購入	
5 全教職員の理解と必要な研修等の実施	
III 医療的ケア実施までの流れ ······	8
1 医療的ケア児の実態の把握	
2 保護者への説明と申請	
3 実施に向けての主な流れ	
4 主治医との連携	
5 医療的ケア指示書の作成	
6 医療的ケアの実施	
IV 医療的ケア開始後、都立学校で行うこと ······	12
1 医療的ケア安全委員会の開催	
2 医療的ケア実施状況の報告	
3 医療的ケア実施に関わる次年度計画の策定	
V 支援校の役割 ······	14
VI 参考資料 ······	15
1 医療的ケアの実施までの手順	
2 都立肢体不自由特別支援学校での医療的ケアとの違い	
3 医療的ケア実施行為別 必要物品の例	
4 医療的ケア実施にかかる支援校一覧	
5 別表	

～はじめに～

近年、日常生活において医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）が、都立肢体不自由特別支援学校以外の都立学校にも在籍するようになり、当該学校においても医療的ケアを実施できるようにするための体制整備が求められています。

のことから都教育委員会は、平成29年度から、都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校においても医療的ケアの実施について試行を始め、平成30年度からは、必要に応じ非常勤看護師等を配置するなどして、全ての都立特別支援学校で医療的ケアが実施できるよう体制整備を図ってきました。

また、令和2年度からは、都立高等学校、都立中学校、都立中等教育学校、令和4年度からは都立小学校（以下「都立高等学校等」という。）においても、医療的ケア児に対する必要な体制整備を図ることとしました。

さらに、それまでの都立特別支援学校における医療的ケアの実績と課題を踏まえ、令和2年3月に「都立学校における医療的ケア実施指針（令和2年3月）」（以下「実施指針」という。）を制定し、全ての都立学校における医療的ケア実施の在り方を示しました。本実施指針の令和3年3月の改定において、令和3年度から、胃ろうからの初期食シリソ注入を都立肢体不自由特別支援学校での実施、胃ろうからの液体栄養剤シリソ注入を都立特別支援学校、都立高等学校等において実施できることとしました。

国において、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という）が施行され、基本理念として、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行わなければならないものとされました。都教育委員会では、医療的ケア児の自立及び保護者の負担軽減を図る観点から、令和3年度から2年間、「保護者付添い期間の短縮化モデル事業」を取り組み、その成果を踏まえて、令和5年7月に「都立特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化事業に関するガイドライン」を策定し、令和5年度より全都立特別支援学校で本格実施しました。

加えて、令和4年度から取り組んでいた、「都立知的障害特別支援学校における医療的ケア児専用通学車両運行モデル事業」の成果を踏まえ、「都立特別支援学校における専用通学車両の運行に関するガイドライン」を改訂し、令和6年度より、都立知的障害特別支援学校と都立肢体不自由特別支援学校で実施となりました。

この他、都立肢体不自由特別支援学校に総合非常勤看護師を配置し、都立知的障害特別支援学校等に看護師不足が生じた際などに速やかに支援できる体制を整えました。

これらの対応の変更を踏まえ、令和6年3月に実施指針を改定するとともに、この度「都立学校における医療的ケア実施の手引き」の改定を行うこととしました。

本手引は、都立肢体不自由特別支援学校以外の都立学校において、実施指針に基づき、新たに校内で医療的ケアの実施体制を構築する際に必要な校内体制、準備、手続等を示したものです。該当の学校においては、実施指針と本手引とにに基づき、関係機関及び医療的ケアに関する支援校（近隣の肢体不自由特別支援学校）との連携を図り、安全で適切な医療的ケアを実施できる体制を整備していくようお願いします。

＜医療的ケアに関する基本的な事項＞

事 項	説 明
1 学校で実施できる医療的ケアとは	在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・酸素管理等の医行為を指す。医行為は、医療関係の資格を保有しない者は行ってはならないとされているが、実施指針に示す 12 項目については、主治医の指示、指導医の指導・助言のもと、学校において実施できるものとしている。肢体不自由特別支援学校以外の都立学校においては、「気管切開下における人工呼吸器の管理」及び「排痰補助装置の使用」を除く 10 項目とする。(P18 「別表」参照)。 都立肢体不自由特別支援学校以外の都立学校においては、医療的ケアは全て学校看護師が実施する (P10 参照)。
2 咳痰吸引 (たんの吸引)	筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行うこと (図①②③参照)。
3 経管栄養	摂食・嚥下（食物を飲み下すこと）の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、又は十分な量を摂ることができない場合などに、胃や腸までチューブを通して、栄養剤や水分などを注入すること (図④⑤参照)。
4 医療的ケア指示書	医療的ケアの実施について保護者から申請があった場合、校長は保護者を通じて主治医に、「医療的ケア指示書」の作成を求める（様式は都教育委員会が定めている。）。 主治医が記入した「医療的ケア指示書」を踏まえ、校長が委嘱する指導医による検診を経て、当該医療的ケア児の学校における医療的ケアの実施内容を、各学校が定めていく。
5 医療的ケア安全委員会	都立学校に在籍する医療的ケア児の医療的ケアをより一層安全かつ適切に実施するために、各学校において設置する委員会のこと。 校長は、学校医又は指導医に委員を委嘱しなければならない。

※ 詳しくは「都立学校における医療的ケア実施指針」及び医療的ケアに関する各種ガイドラインを参照してください。

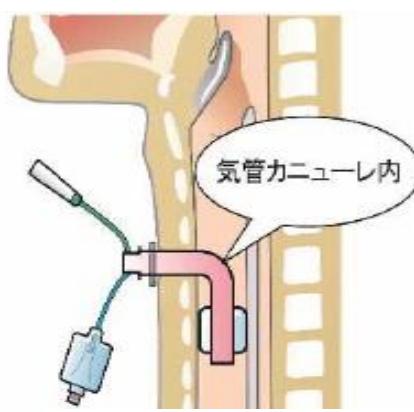
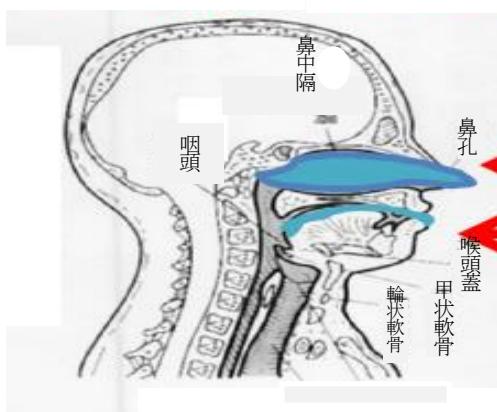
<医療的ケアに関する用語説明>

	用語	説明
呼吸	1 気管カニューレ	喉あたりの皮膚に気管につながる直径 1 cmほどの穴を手術によって開け、気道（空気の通り道）を確保する際に用いる管状の器具。
	2 経鼻エアウェイ	鼻孔から、狭くなっている咽頭（のど）まで入れて空気の通り道を確保するチューブ状の器具のこと。
	3 パルスオキシメータ	指先にセンサーを付け、皮膚を通して動脈血酸素飽和度と脈拍数を測定するための装置のこと。
	4 蘇生バッグ	自己膨張式バッグにより人工換気を行う、手動式で空気を送る器具のこと。口鼻、気管切開部に装着して使用する。
経管栄養	5 胃ろう	腹壁から胃壁に穴を開けて、経管栄養を行うためのボタン上の器具やチューブを付けて、栄養剤や水分、薬剤などを入れる方法。
	6 経鼻留置チューブ	鼻孔から胃にチューブの先端を留置し、栄養剤や水分等を入れるチューブのこと。注入前に少量の空気を入れて音を確認する。
	7 口腔ネラトン法	口腔から食道へチューブを入れ、栄養剤や水分を入れる方法のこと。注入前にチューブを入れ、終了後は抜く。
	8 シリンジ	経管栄養において、栄養剤や水分等を入れる際に用いる注射器のこと。プラスチック製で、サイズは 10、20、30、50ml がある。
血糖	9 リブレ（血糖測定器）	上腕にあらかじめセンサーを貼付しておき、読み取り機をかざして糖濃度を測定する器械のこと。

①口腔内

②鼻腔内

③気管カニューレ内



④胃ろう又は腸ろう

⑤経鼻経管栄養



厚生労働省・文部科学省資料から

I 医療的ケアを始めるに当たっての事前準備

1 都立高等学校等の場合

(1) 保護者への説明と入学手続終了後の準備

都立高等学校等においては、対象生徒の入学が見込まれることが判明した時点で準備を行う。

正式に準備に入る時期は入学者選抜等を経て入学手続が終了してからであるが、事前の学校説明会や相談等で保護者や生徒から、医療的ケアを必要とし、入学後は学校で医療的ケアを実施してほしいとの申出があった際には、都立学校における医療的ケアの実施概要を説明する。

入学手続終了以降は新年度に向けて短期間で体制整備を実施することになるため、保護者等から入学希望や受検の意思が示された際には、教育庁都立学校教育部高等学校教育課（以下「高等学校教育課」という。）に報告・相談し、準備の想定を先行実施校等から情報収集することが望ましい。

入学手続終了以降は、高等学校教育課及び同課が「医療的ケアにかかる支援校」（以下「支援校」という。）と定める都立肢体不自由特別支援学校と連携し、以下の準備を行う。なお、入学手続終了以降に辞退等があった場合には、当該校は速やかにその旨を高等学校教育課に報告するものとする。

(2) 校内における体制整備

都立高等学校等においては、以下に示す2つの準備を校内で行う。

なお、これは、医療的ケア児が入学、在籍する学校のみが対象となり、在籍し医療的ケアを実施する間は、年度ごとに見直しと都教育委員会への報告が必要である。

① 医療的ケア安全委員会の設置

校務分掌の一つの組織として、医療的ケア安全委員会を位置付ける。医療的ケア安全委員会の構成は、校長を委員長とし、担当副校长、経営企画室担当者、学校医又は指導医、養護教諭（主幹養護教諭、主任養護教諭を含む。以下「養護教諭」という。）、非常勤看護師、医療的ケア担当主幹教諭、担任教員等を委員とすることを基本として、学校の実情に応じた構成となるよう配慮する。本委員会の構成は、後述する医療的ケア実施要領に記載することとするが、学校の校務分掌の設置状況等に応じて、既存の委員会等によりその機能を兼ねることを妨げない。

医療的ケア安全委員会は定期的に開催し、支援校の協力のもと医療的ケア実施要領の作成をはじめ、必要な計画書及び報告書を作成するなど、医療的ケアを安全にかつ適切に行うための校内体制の構築や校内の環境整備を行う。

【参考：「実施指針」P 36】

② 「医療的ケア実施要領」の作成

医療的ケア安全委員会で校内の医療的ケア実施要領案を作成し、校長が決定する。作成する際には、実施指針P41～43にあるモデル案を参考にする。

実施対象とすることができる医療的ケアの範囲は、医療的ケア安全委員会において安全性を十分検討し、校長が決定する。在籍する対象医療的ケア児に関連する項目のみとした場合は、年度途中の実施項目の変更や編入学生の対応のために変更の手續が必要になることに留意する必要がある。

医療的ケア実施要領にある救急病院の指定は、対象医療的ケア児の主治医や学校の近隣の医療機関を指定する。指定する際は、当該医療機関とは事前に対応について協議を行っておく。

【参考：「実施指針」P 41 別記 2-4】

2 都立特別支援学校（都立肢体不自由特別支援学校以外）の場合

（1）保護者への説明と理解

就学相談・入学相談や転学相談等で保護者から入学の希望とともに医療的ケアを学校で実施してほしい旨の希望が示された際には、都立特別支援学校で行う医療的ケアの意義や趣旨、都立肢体不自由特別支援学校とそれ以外の特別支援学校でできる医療的ケアの対応の違いを丁寧に説明する。同時に、それぞれの学びの場における教育課程や教育内容、自立に向けての指導内容等も十分説明し、学校と保護者、主治医をはじめとする様々な関係者の協力と協働によって安全で適切な医療的ケアが行われることについて、理解が得られるようにする。

また、既に在籍している医療的ケア児が、保護者による実施から学校での実施を希望してきた場合にも、同様に都立特別支援学校で実施する医療的ケアの範囲と安全な実施に向けて準備期間と一層の連携が必要であることの理解を求めた上で、必要な手続に入る。

（2）校内における体制整備

都立特別支援学校においては、以下に示す2つの準備を校内で行う。

なお、これは、医療的ケア児の在籍にかかわらず、全ての特別支援学校が準備し、年度ごとの見直しと都教育委員会への報告が必要である。

① 医療的ケア安全委員会の設置

校務分掌の一つの組織として、医療的ケア安全委員会を位置付ける。医療的ケア安全委員会の構成は、校長を委員長とし、担当副校长、経営企画室担当者、学校医又は指導医、養護教諭等、主任非常勤看護師(一部の学校に配置)又は総合非常勤看護師(一部の学校に配置)、非常勤看護師、医療的ケア担当主幹教諭、担任教員等を委員とすることを基本として、学校の実情に応じた構成となるよう配慮する。本委員会の構成は、後述する学校ごとの医療的ケア実施要領に記載する。

医療的ケア安全委員会は定期的に開催し、支援校の協力のもと医療的ケア実施要領の作成をはじめ、必要な計画書及び報告書を作成するなど、医療的ケアを安全にかつ適切に行うための校内体制の構築や校内の環境整備を行う。

【参考：実施指針 P36】

② 「医療的ケア実施要領」の作成

医療的ケア安全委員会で校内の医療的ケア実施要領案を作成し、校長が決定する。作成する際には、実施指針 P41～43 にあるモデル案を参考にする。

実施対象とができる医療的ケアの範囲は、医療的ケア安全委員会において安全性を十分検討し、校長が決定する。在籍する対象医療的ケア児に関連する項目のみとした場合は、年度途中の実施項目の変更や転入生の対応のために変更の手續が必要になることに留意する必要がある。

医療的ケア実施要領にある救急病院の指定は、対象医療的ケア児の主治医や学校の近隣の医療機関を指定する。指定する際は、当該医療機関とは事前に対応について協議を行っておく。

なお、医療的ケア実施要領作成時において医療的ケア児が在籍していない又は医療的ケアを実施することができない場合は、医療的ケア実施要領では、救急病院と指導医の指定は行わない。

【参考：「実施指針」 P 41 別記 2-4】

(3) 肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校での準備

肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校では、既に肢体不自由教育部門において医療的ケアを実施している。このため、肢体不自由教育部門以外の教育部門において医療的ケアが実施できるよう、学校の医療的ケア実施要領や医療的ケア安全委員会の構成員を見直す。

学校として登録特定行為事業者としての登録を受けていたため、教員等が認定特定行為業務従事者に認定されれば、特定行為の実施が法令上可能であるが、肢体不自由教育部門以外の教育部門では、学校介護職員を配置していないなど、教育環境が異なることから、学校看護師による実施とする。なお、学校看護師による実施であっても、担任教員や養護教諭等との連携や協働が必要である。

II 医療的ケア実施体制の確立

医療的ケア児が在籍又は入学し、医療的ケアを開始することとなった都立学校においては、以下に記載する事項について準備を進め、医療的ケアを安全かつ適切に実施できる体制を構築する。

【参考：実施指針P36】

1 指導医の選定及び委嘱

医療的ケアを実施する都立学校の校長は、指導医を委嘱する。

委嘱に当たり、校長は、学校における幼児・児童・生徒の実態等を鑑み、医師の選定に努めなければならない。学校医等で医療的ケアに詳しい小児神経科や小児科の医師との関わりがなく、医師の選定が困難である場合は、所管部署（特別支援教育課又は高等学校教育課）と連携して医師の確保を行う。指導医の候補となる医師を確保できたら、指導医候補者と職務内容、年間の来校日程の確認、検診・指導の内容等について事前の打合せを行う。

なお、都立学校の指導医の経験がない医師の場合は、都立学校における医療的ケア制度や指導医が担うべき職務等の詳細について丁寧に説明し、同時に指導者養成研修を受講し事業報告書の提出を求める必要がある。そのため、所管部署職員に同席を依頼し、指導医との事前の打合せを実施することが望ましい。

上記の手続を経て、指導医の委嘱について内諾を得た後、正式に委嘱の手続を行う。

指導医による検診・指導等が行われた場合、学校において報償費（謝礼）の支出を行う。報償費予算は所管部署から定期配付を行う。

【参考：実施指針P39】

2 支援校の決定と連携

都教育委員会は、近隣の肢体不自由特別支援学校を支援校として指定する（都立特別支援学校についてはP17参照）。

都立高等学校等においては、医療的ケアを必要とする生徒の入学等が見込まれる時点で高等学校教育課に相談を開始し、対象生徒が確定した際には、支援校を決定するよう高等学校教育課に求める。

支援校は、医療的ケアを実施する都立肢体不自由特別支援学校以外の都立学校（以下「実施校」という。）の要請に応じ、必要な支援を行う。具体的には、常勤看護師や医療的ケア安全委員会委員が、実施校の医療的ケア実施要領の整備や、医療的ケア保護者会の年間予定等、医療的ケア実施に必要な計画策定等に関し、都立肢体不自由特別支援学校の豊富な経験を踏まえて、必要な助言・支援及び資料提供等を行う。

また、令和4年度から、都立肢体不自由特別支援学校に総合非常勤看護師を配置した。総合非常勤看護師は都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校や都立高等学校等で非常勤看護師等の欠員が生じた場合に、支援校となる都立肢体不自由特別支援学校の総合非常勤看護師が支援に入る。

また、実施校が主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師を採用する際には、支援校は、実施校の要請に応じて医療的ケアに関する研修を実施するとともに、日々の医療的ケアの実施に関して、十分に情報共有を図り、緊密な連携のもと、支援を行う。

（P14「V 支援校の役割」参照）

3 非常勤看護師の採用及び研修

(1) 非常勤看護師の採用・退職

医療的ケアを開始する都立学校は、「都立学校非常勤看護師及び都立特別支援学校非常勤看護師（専用通学車両乗車）設置要綱」及び「都立学校非常勤看護師及び都立特別支援学校非常勤看護師（専用通学車両乗車）設置要綱の運用について」等を確認の上、採用手続を行う。

非常勤看護師の確保が困難な場合は、必要に応じて所管部署と協議の上で、より一層の募集のための広報活動を展開する。対象医療的ケア児の医療的ケア開始前からの採用は可能であり、支援校における研修や都教育委員会主催の研修等を活用して、円滑に医療的ケアを開始できる体制整備に努める。

採用に際しては、応募者の面接を実施した上で、採用選考関係書類を都教育委員会に提出する。面接に付随して、経営企画室長等は勤務に関する必要事項を説明する。

- ・学校における医療的ケアの制度概要と内容、実施医行為に関する説明
- ・勤務条件及び服務に関する説明

（週の勤務時間上限、報酬（時間給及び交通費相当額）、報酬の支給方法、有給休暇、社会保険の適用がないこと、公務員としての守秘義務等に従うことなど）。

採用・退職は原則毎月1日・16日付で実施する。採用は遅くとも採用予定日の7開庁日前までに関係書類が所管部署担当者に届くように処理する。

具体的な勤務スケジュールの管理は、経営企画室長又は担当副校長等が中心となり、組織的に対応していく。

都教育委員会は、年度初めに非常勤看護師任用時研修を開催する。年度途中に採用された非常勤看護師は、翌年度の研修の受講対象者とすることができる。

(2) 主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師の職務環境の整備

主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師の待機場所、実際の医療的ケア実施の場所等を学校の実情に応じて定める。

主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師は、個別の「医療的ケア実施マニュアル」を作成し、医療的ケアの実施記録及び各種報告書等を作成する。そのため、所管部署に配備要請を行うことにより、主任非常勤看護師・総合非常勤看護師には個別にTAIMS端末を、非常勤看護師には共用で1台のTAIMS端末の配備が可能である。

(3) 主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師の研修

① 支援校における研修

医療的ケア実施に向け、非常勤看護師の経験に応じ、必要な知識・手技を研修する。初めて医療的ケアを実施する非常勤看護師に対しては、医療的ケアの制度や実務に関する研修、医療的ケアの実施行為のシミュレーションなどを実施する。

支援校で実技研修を実施することで、その後の実施に関する手続等において、相談しやすい関係を構築する。

② OJT研修

安全に医療的ケアを実施するために、手技及び使用機器に関する研修を行う。また、必要に応じて書類作成に必要なパソコンの操作技術を校内で研修する。

③ 学校看護師専門性向上のための研修

都教育委員会の主催する「学校看護師専門性向上のための研修」に参加し、医療的ケアに必要な知識や技術を身に付ける。

④ 医療的ケアに関する講習会

都教育委員会の主催する「医療的ケアに関する講習会」に参加し、医療的ケアに必要な知識や技術を身に付ける。

4 必要物品の準備・購入

(1) 必要物品の準備・購入

医療的ケアに必要な物品には、学校で用意すべきものと家庭で用意するべきものがある。使い捨て手袋や保管用の容器など、一部の家庭では使用しないものもあるが、学校で実施する医療的ケアは、衛生管理の範囲などが家庭とは異なることを事前に保護者に丁寧に説明して協力を得る。

P16 「3 医療的ケア実施項目別 必要物品の例」や支援校の助言を参考に、必要物品を、学校で用意する物品及び保護者で用意する物品に整理し、保護者が準備できるよう速やかに提示する。

なお、医療的ケアを実施する学校には、一般需用費（医療機器及び関連書籍の購入費）を予算配付する（備品の購入が必要な場合は、備品購入費の増額配付について所管部署と要協議）。各学校は、医療的ケア児の医療的ケアの内容に応じた物品の購入計画を立てた上で、事前に購入が必要となる場合や予算が不足する場合は、所管部署と協議する。

(2) 物品の保管

校内の必要物品の保管場所は、事故防止の観点から、他の幼児・児童・生徒の目に触れないよう配慮する。

5 全教職員の理解と必要な研修等の実施

医療的ケアの実施については、学校看護師が行うことが基本であるが、医療的ケア児の健康観察、授業中における体調の変化、吸引等が必要な場合の学校看護師への要請などは、教員が行うことが基本となる。

都立高等学校等においては、教科によって教員が変わるために、医療的ケア児の入学に当たっては、全教職員が医療的ケアに関する基本的な事柄を理解するとともに、直接指導にあたる教員等は、「どのようなときに、どのように対応すべきか」を共通に理解しておくことが重要である。よって、授業中に医療的ケアが必要となった場合に、「学校看護師への連絡」、「実施時の補助の有無」、「他の幼児・児童・生徒の指導体制の確保」等を事前に明らかにする必要がある。

なお、都立高等学校等では、障害のある生徒に対応するため、必要に応じて高等学校等非常勤介助職員を配置している。高等学校等非常勤介助職員は、本手引における担任教員等の役割に準じた役割を担う。

また、都立特別支援学校においては、学年や学習グループなどで複数の教職員が医療的ケア児に関わることが多いので、担任教員等と同様に、必要な医療的ケアについての理解を深め、安全に医療的ケアを実施できる環境を構築する。

具体的には、以下のような取組が考えられる。

(1) 医療的ケアに関する研修、緊急時対応訓練等の実施

医療的ケア安全委員会を中心に、支援校の協力の下、医療的ケアに関する研修会等を実施する。

医療的ケア制度に関する理解、健康観察における注意事項や視点・観点を確認する。

緊急時対応については理解を深めるとともに、定期的に対応訓練を実施する。

医療的ケア安全委員会は、医療的ケアに関してインシデント（事故に至らなかつたがミスがあつた）やアクシデント（事故に至つた場合）があった際には、その原因と再発防止策を十分に検討し、全教職員に周知、支援校への報告を行うことが必要である。

(2) 都教育委員会が開催する研修への参加

医療的ケアに関わる教職員は、都教育委員会が開催する「医療的ケアに関する講習会」を受講し、医療的ケア制度及び実施されている医療的ケアの行為・内容・環境整備など、実施に関する必要事項について理解を深める。

(3) 支援校が実施する研修への参加

実施校の医療的ケア安全委員会は、支援校が実施する医療的ケアに関する校内研修会等の情報を事前に収集するとともに、支援校に対して実施校の教職員についての参加可否を確認し、必要に応じ、校内の教職員に参加を促す。

III 医療的ケア実施までの流れ

入学後になるべく早い時期から学校が医療的ケアを実施するために、都立高等学校等においては入学手続終了以降に、また都立特別支援学校においては就学相談や入学相談等で入学の意思が示された際に、保護者から医療的ケア実施申請書の提出を受け、実施に向けての手順と準備を開始する。

以下は、標準的な医療的ケアの手順である。

1 医療的ケア児の実態の把握

担任教員と養護教諭等、及び学年で関わる教職員は、保護者、主治医及び指導医と連携し、安全に医療的ケアが実施できるかどうか、日頃の医療的ケア児の健康状態を把握する。

緊急時の対応を含め、医療的ケア児の健康状態や変化の指標を共有し、迅速に対応が可能な環境を整える。医療的ケアの実施内容に応じ、放課後や夜間、登校前の健康状態を、連絡帳等や面談などで保護者から聞き取り、校内で情報を共有する。

入学前においては、学校説明会や入学相談、入学説明会、一日入学等の機会を活用してできるだけ早く医療的ケア児の健康状態の観察を行うことが求められる。都立特別支援学校については、「都立特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化事業に関するガイドライン」（令和6年3月）を基づき、支援校の常勤看護師と協力して就学前施設等で医療的ケア児の実態把握を行う。

2 保護者への説明と申請

入学の希望が出され、入学等の手続が行われた後においては、できるだけ当該医療的ケア児の保護者と個別面談等を設定し、学校が医療的ケアを実施することについて説明し、保護者に医療的ケアを申請する意思を確認する。また、都立特別支援学校では、「都立特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化事業に関するガイドライン」（令和6年3月）に基づき、就学前の段階で保護者に医療的ケアについての学校の考え方、体制、実施状況等について丁寧に説明を行い、全校に医療的ケア制度の周知を行う。

各学校での説明後、医療的ケア実施申請書が提出された場合、個別に保護者から健康状態や医療的ケアの実施行為及び配慮事項などを十分に聞き取り、医療的ケア児の医療的ケアの実態を確認する。また、肢体不自由校以外の都立学校で実施できる医療的ケアの内容や学校で実施を予定している内容及び医療的ケアの制度や実施までの流れ（保護者の付添期間、準備物品、様式の記入方法等）などを保護者に丁寧に説明し、協力を求める。

準備が必要な物品がある場合、事前に保護者に知らせることで、準備の期間を十分に確保する。

3 実施に向けての主な流れ

- (1) 主治医に「医療的ケア指示書」の作成を依頼する。
- (2) 指導医検診の日程を知らせ、本人及び保護者の出席を求める。提出された「医療的ケア指示書」を基づき指導医検診を実施し、学校における医療的ケアの内容と方法を確認する。2回目の指導医検診日までに個別の「医療的ケア実施マニュアル」を作成し、主任非常勤看護師・総合非常勤

- 看護師・非常勤看護師は必要に応じ手技に関する研修を行い、確認を行う。状況によっては、支援校の学校看護師も研修の対象とする。
- (3) 2回目の指導医検診において、主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師による医療的ケア実施内容を確認し、主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師の実施体制が整ったところで、保護者に再度個別の「医療的ケア実施マニュアル」の内容等、実施の詳細を説明し、承諾を求める。支援校の学校看護師も状況に応じてこれらに関与する。
- (4) これらの手続を経て、実施校における主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師による医療的ケアを開始する。

4 主治医との連携

主治医への連絡や連携、主治医訪問は、保護者の許可を受け養護教諭等が実施する。
主治医が、これまで都立学校に医療的ケアを指示した経験がない場合、支援校の助言のもと、指示書作成依頼の受診の際に校長又は副校長と養護教諭等が同行し、都立学校における医療的ケアについて校長又は副校長から説明を行う。
また、主治医から指示された医療的ケア実施内容に不明な点があるときや、指導医から医療的ケアの実施内容の確認の指示を受けたときなどについても、支援校に相談し、主治医に確認を行う。
医療的ケアにかかる指示は、各様式を通して、書面にて実施内容の確認等を行う。

5 医療的ケア指示書の作成

(1) 医療的ケア指示書の作成

医療的ケア指示書は、医療的ケア児の診察又は教職員が同行する主治医訪問の際に、主治医へ記入を依頼する。円滑に手続を進めるため、保護者に事前に主治医診察の日程を確認し、医療的ケア実施までの日程を計画する。

医療的ケア指示書は、都立学校の独自様式であるため、書き方見本を添えるなどして、主治医が書きやすいようにするとともに、指示の内容が学校で実施できる医療的ケアの範囲を超えないようとする。(様式都1-4、都1-5)

なお、医療的ケア指示書の様式は都教育委員会のホームページからダウンロードできるようになっているので、必要に応じ、そのことを主治医に伝える。

【参考：実施指針 P44～ 第四部 様式集】

(2) 医療的ケア指示書の医療保険適用について

都立肢体不自由特別支援学校以外の都立学校では、医療的ケアの指示書は、医療保険適用でないことに留意する。ただし、都立肢体不自由特別支援学校及び肢体不自由教育部門のある併置校は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者であることから、特定行為の医療的ケア指示書は医療保険適用となる。

主治医の所属が、療育センターなど肢体不自由児者を多数診療している医療機関の場合は、当該医療的ケア児は、医療保険適用外であることに十分留意する。

医療的ケア指示書の有効期限は、年度内に医療的ケアの内容に変更が予想されないときは、1年間有効である

肢体不自由教育部門のある併置校は、登録特定行為事業者としての登録を受けているため、指示

書の医療保険適用など、他の都立肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校等とは対応が異なることに十分留意する。

[特定行為にかかる医療的ケア指示書の医療保険の適用について]

適用の有無	特別支援学校の学校種別等	様式
医療保険適用	・都立肢体不自由特別支援学校及び 肢体不自由教育部門を併置する都 立特別支援学校	都1-1又は 都1-2 ※吸引・経管栄養の項目に 指示があるものに限る。
医療保険適用外	・上記以外の都立学校	都1-4ほか

6 医療的ケアの実施

(1) 保護者の役割

① 健康チェックカードへの記入

医療的ケアを安全に実施するために、実施校は健康チェックカードを作成し、保護者に記入を依頼する。様式は、実施指針の参考様式を活用し、医療的ケア児の実態に即して、個別に作成する。医療的ケア児の健康状態を把握するために必要な項目の内容を踏まえ、1週間でA4用紙1枚の記入や1日1枚の記入を依頼するなど、適宜工夫して活用する。

② 連絡先の確認

体調不良時や緊急対応時に、保護者には学校と常に連絡が取れるようにすることを依頼する。保護者は状況に応じて、学校への引取り、医療機関への受診、場合によっては救急搬送に同意し病院へ同行する。

③ 医療的ケアを中止する場合があることの理解と協力

発熱、嘔吐、下痢など普段と体調が異なる場合、経管栄養において、胃残の量や性状が通常と違う場合、また気管切開部の出血が見られた場合などは、学校での医療的ケアを中止し、医療機関の速やかな受診等を勧めることになる。また、体調不良でしばらく休んだ後も、慎重に対応することが必要である。

④ 主治医との緊密な連携

体調不良の場合や、医療的ケアの指示内容に変更が生じた場合は、主治医による医療的ケア指示書の変更が必要となる。保護者は学校からの連絡・報告等を基に、主治医の診察を受け、必要な場合には、医療的ケア指示書の変更を依頼する。なお、医療的ケア指示書の変更があった場合は、再度、指導医検診を実施し、保護者や教職員と情報共有を行い、個別の「医療的ケア実施マニュアル」を変更する。

(2) 主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師の役割

主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師は、肢体不自由校以外の都立学校における医療的ケア実施者となる。また、欠員が生じた場合は、支援校の総合非常勤看護師に支援を要請する。

そのため、養護教諭等と連携し支援校の協力の下、主治医からの「医療的ケア指示書」に基づ

いた個別の「医療的ケア実施マニュアル」を作成し、主治医から指示され、指導医の指導・助言を受けた内容について、医療的ケアを実施する。

実施の際には、養護教諭等、担任教員等と医療的ケア児の健康状態を共有し、医療的ケア実施後は、実施記録及び各種報告書を作成し保護者に報告するとともに、学校内及び支援校と情報の共有を図る。

主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師は、必要に応じて医療的ケア安全委員会に参加する。その他必要な業務は、校長が別途定める。

(3) 担任教員等の役割

担任教員等は、医療的ケア児の日常の健康状態を把握する。把握した健康状態を、養護教諭等、主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師と共有し、安全かつ適切に医療的ケアが実施できるように支援する。医療的ケア実施の際に、必要な補助や支援を行う。

(4) 養護教諭の役割

担任教員等や主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師と連携・協働して、医療的ケア児の健康観察を十分行う。同時に、医療的ケアの実施状況の把握・校内での共有、緊急時の対応等に備えた環境整備（医療・療育機関との連絡・調整などを含む。）を担任教員等と協働して行う。さらに、保護者への医療的ケア全般の説明や相談等も行う。

医療的ケアの安全な実施に向けて、支援校及び支援校の総合非常勤看護師との情報共有や、医療的ケアを実施している近隣の都立特別支援学校や都立高等学校等との情報共有を図る。

なお、医療的ケアの実施に関する調整等において、養護教諭等の担う役割及び業務量が多いことから、校長は養護教諭等が担う業務のマネジメントに留意し、学校保健業務に支障が出ないよう業務をマネジメントするとともに、「都立学校における医療ケア実施指針（改訂）」4(2)①に基づき、校内体制の整備等の必要な措置を行うこと。

IV 医療的ケア開始後、都立学校で行うこと

1 医療的ケア安全委員会の開催

(1) 開催時期、機会

定期的に開催するとともに、指導医検診実施時や学期末など、必要に応じて適宜医療的ケア安全委員会を開催する。医療的ケア実施状況や課題、インシデント・アクシデントに関する情報など、校内で情報を共有するとともに、必要な対策を検討する。

(2) 指導医の医療的ケア安全委員会への参加

指導医が、診察等を伴わずに医療的ケア安全委員会等への参加のため来校した場合も、年間の巡回指導に含め、検診等と同様に謝金を支払う。

2 医療的ケア実施状況の報告

(1) 保護者への報告

医療的ケアの実施者は、実施状況を「実施記録」に記録し、学校で実施した日ごとに保護者に報告する。

(2) 主治医への報告

医療的ケア安全委員会は、医療的ケアの実施状況について「医療的ケア実施状況報告書」(様式14)を作成して、年度末に個別の「医療的ケア実施マニュアル」とともに、主治医に報告する。

(3) 指導医への報告

医療的ケア安全委員会は、「実施記録」により学校での実施状況を指導医に報告する。

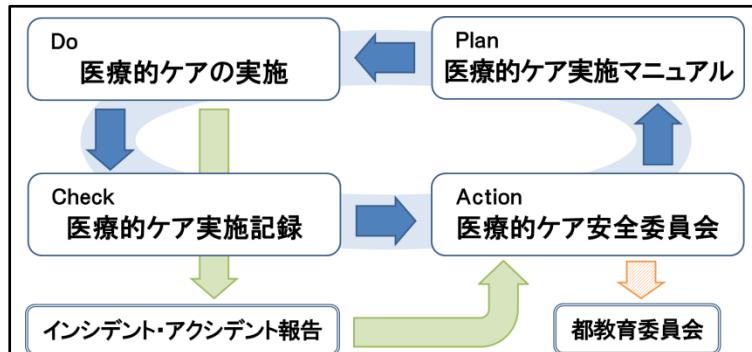
(4) 都教育委員会への報告

医療的ケア安全委員会は、医療的ケアの実施記録を「医療的ケア実施報告書」(要項様式2)に記入し、年度末に都教育委員会に報告する。

(5) インシデント・アクシデント報告

医療的ケア実施時においてインシデント・アクシデントが発生した場合、校内規定に従い、情報の共有、再発の防止等に努める。支援校にも報告を行う。また学期ごとに報告書を都教育委員会に提出する。

<事故を防止するためのP D C Aサイクル>



3 医療的ケア実施に関わる次年度計画の策定

医療的ケア児の入学や転・編入学により、次年度の非常勤看護師の任用や指導医検診等の日程を調整する。

(1) 都立特別支援学校における対応

特別支援学校は校内の転入学を扱う部署（教育相談部等）と連携し、該当する通学区域内の区市町村教育委員会や東京都特別支援教育推進室と綿密に連絡を取り合い、次年度に向けての相談状況を把握する。

(2) 都立高等学校等における対応

医療的ケア児の入学等が見込まれることが判明した時点で、高等学校教育課へ情報提供し、以降の対応等を協議する。

V 支援校の役割

支援校は、都立肢体不自由特別支援学校と異なる幼児・児童・生徒の実態や授業形態等を踏まえて支援する。

支援校の学校看護師等は、実施校を訪問して医療的ケア児の実態確認、指導医検診への立ち会い、医療的ケア安全委員会への参加、医療的ケアの確認等を行う訪問支援（直接主任非常勤看護師及び総合非常勤看護師、非常勤看護師へ指導・助言する必要がある支援）などを行う。また、実施校の教職員等を支援校に招き、支援校内で実施する支援（主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師の任用時研修、支援校開催研修への参加など）、また電話での連絡やデータでのやり取りが可能な支援（実施要領や医療的ケア指示書、個別の「医療的ケア実施マニュアル」などの作成支援）など、必要な支援内容に応じて適切な形態で支援する。また、主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師の急な退職等のため、残る学校看護師のみでは校内の医療的ケアの実施が困難になった場合、通常の医療的ケア体制が整うまで、支援校の総合非常勤看護師が支援を行う。

実施校は、支援校の業務に支障が出ないよう、放課後や長期休業日の活用、主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師を派遣して情報の聞き取りを行うなど、必要な配慮を行う。

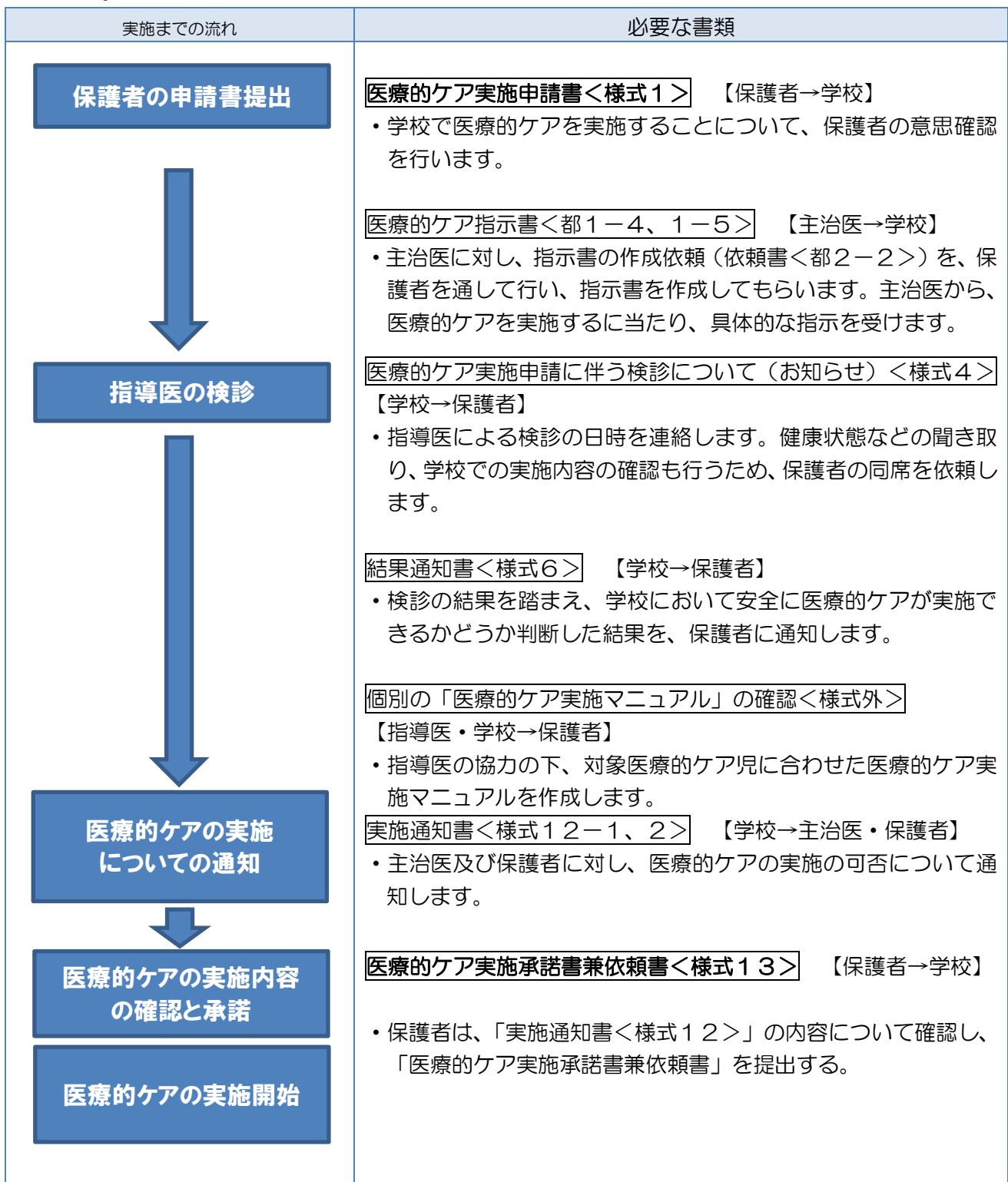
<支援の内容と具体的な支援の例>

実施校への支援の内容	具体的な支援	支援を行う職員又は校務分掌（想定）
学校看護師への研修	<ul style="list-style-type: none">・学校における医療的ケア制度に関する研修・医療的ケアの手技の研修 など	医療的ケア安全委員会 常勤看護師 主任非常勤看護師 総合非常勤看護師
教職員の研修	<ul style="list-style-type: none">(実施校における研修)<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア制度や健康観察に関する研修会開催など(支援校における研修)・支援校で実施される研修会への参加呼びかけ など	医療的ケア安全委員会 常勤看護師 主任非常勤看護師 総合非常勤看護師 研修部
医療的ケア安全委員会への助言	<ul style="list-style-type: none">・各種校内資料の情報提供・年間計画の作成に関する助言・医療的ケア保護者会運営への助言・医療的ケア実施要領を含む各種様式等作成への助言 など	医療的ケア安全委員会 常勤看護師 主任非常勤看護師 総合非常勤看護師
医療的ケア実施に向けた助言	<ul style="list-style-type: none">・対象医療的ケア児の実態確認・指導医検診への立ち会い・実施内容の事前確認・個別の「医療的ケア実施マニュアル」作成の助言・実施状況の確認のための訪問 など	医療的ケア安全委員会 常勤看護師 主任非常勤看護師 総合非常勤看護師
学校看護師の欠員時等	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケアの実施・実施校の専用通学車両に乗車	総合非常勤看護師

VI 参考資料

1 医療的ケアの実施までの手順（学校看護師による実施）

下図は、保護者がかかる手順を抜粋し、図示したものである。手順の詳細は、実施指針を確認すること。



2 都立肢体不自由特別支援学校での医療的ケアとの違い

＜都立肢体不自由特別支援学校及び肢体不自由教育部門を設置する特別支援学校とそれ以外の都立学校との比較表＞

	都立肢体不自由特別支援学校及び肢体不自由教育部門を設置する特別支援学校	都立学校（肢体不自由校以外）
校内の医療従事者	常勤看護師、主任非常勤看護師、総合非常勤看護師、非常勤看護師	非常勤看護師 主任非常勤看護師（一部の学校のみ） 総合非常勤看護師（一部の学校のみ）
医療的ケア実施者	常勤看護師、主任非常勤看護師、総合非常勤看護師、非常勤看護師 認定特定行為業務従事者である教員及び学校介護職員（ただし医療的ケアの実施は肢体不自由教育部門のみとする） 医療的ケア専門員	非常勤看護師 主任非常勤看護師（一部の学校のみ） 総合非常勤看護師（一部の学校のみ） 支援校の総合非常勤看護師（欠員時等）
登録特定行為事業者	事業者として登録	登録なし
医療的ケア指示書の記入（都様式）	医療保険適用 (都1-1、都1-2のみ)	医療保険適用外 (都1-1、都1-2以外)
指示書の有効期限	有効期限6か月未満 ※ 吸引・経管栄養の項目のないものは1年間だが、医療保険適用外となる。	健康状態が安定しているなど、更新の必要がないと主治医が認めた場合、左記の期限に限らない。（医療的ケア申請時には必要になるため、最長で1年間になる。）

3 医療的ケア実施項目別 必要物品の例

医療的ケアに必要な個別の医療器材や消耗品の準備や点検・補充は、保護者が行う。

学校は、医療的ケアを安全に実施するために必要な物品を準備する。医療的ケアの実施項目により、使用物品が異なるため、現在、学校の所有している物品を踏まえ、支援校の協力の下、必要な物品を選定する。

実施項目	医療的ケア必要物品（例）	
	保護者が準備	学校が準備
吸引	吸引器、接続管、吸引カテーテル、アルコール綿、使い捨て手袋、水入りボトル、Yガーゼ等	吸引器充電コード、パルスオキシメータ等
経管栄養	注入ボトル（バッック）、シリンジ、計量カップ、タオル、注入する栄養剤等	注入架台、メトロノーム（滴下速度計測用）、2人用聴診器等
血糖値測定	血糖値測定器、穿刺針、針廃棄用の容器、使い捨て手袋、アルコール綿、補食、トレイ等	ワゴン等
その他	予備用の物品（吸引カテーテル、シリンジ、人工鼻、予備用気管カニューレ等） 災害時等のための保管用医療的ケア使用物品（およそ3日分）等	聴診器、手指消毒薬、器材消毒用消毒薬、アンビューバック、アルコール綿、精製水、使い捨て手袋、体温計、予備用電池等

4 医療的ケア実施にかかる支援校一覧（令和6年度）

	支援校	支援を受ける都立特別支援学校	
1	小平特別支援学校	立川学園	小金井特別支援学校
2	北特別支援学校	文京盲学校 大塚ろう学校◎	王子特別支援学校
3	城南特別支援学校	大塚ろう学校城南分教室◎ 品川特別支援学校	港特別支援学校 矢口特別支援学校
4	村山特別支援学校	清瀬特別支援学校 東久留米特別支援学校	
5	町田の丘学園	(山崎校舎)	
6	八王子東特別支援学校	八王子盲学校 八王子特別支援学校	八王子西特別支援学校
7	大泉特別支援学校	練馬特別支援学校 石神井特別支援学校	田無特別支援学校
8	多摩桜の丘学園	七生特別支援学校 南大沢学園	八王子南特別支援学校
9	墨東特別支援学校	大塚ろう学校城東分教室◎ 江東特別支援学校	城東特別支援学校 臨海青海特別支援学校
10	あきる野学園	羽村特別支援学校	
11	永福学園	中央ろう学校 大塚ろう学校永福分教室◎	中野特別支援学校
12	青峰学園		
13	府中けやきの森学園	調布特別支援学校 武藏台学園	
14	志村学園	高島特別支援学校 板橋特別支援学校	
15	鹿本学園	白鷺特別支援学校 墨田特別支援学校	
16	水元小合学園	水元特別支援学校 葛飾特別支援学校	
17	光明学園	久我山青光学園 青鳥特別支援学校	田園調布特別支援学校 青山特別支援学校
18	花畠学園	葛飾盲学校 葛飾ろう学校	足立特別支援学校

- ◎ 大塚ろう学校については、本校（学校）で作成する医療的ケア実施要領等制度の運用等に関する支援及び実施の支援は、北特別支援学校が行う。各分教室における実施の支援は、指定された支援校が、大塚ろう学校本校及び北特別支援学校と連携して行う。
- ※ 支援を必要とする学校に偏りが出て支援が困難な場合は、特別支援教育課が近隣の都立肢体不自由特別支援学校に協力を依頼する。
- ※ 高等学校等の支援校は、学校における医療的ケアが見込まれた段階で個別に決定するため、本表では示していない。

「実施対象とすることができる医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」

実施対象とする項目・内容や実施者を判断するに当たっては、幼児・児童・生徒の個別の実態や各学校の置かれた環境を踏まえるとともに、幼児・児童・生徒の安全を第一に考えながら、主治医及び指導医の医療的判断に基づくものとする。
幼児・児童・生徒の状況によっては、実施が可能な項目であっても個別性が高く一律に実施できない場合があることに留意すること。また、教員・学校介護職員等は、幼児・児童・生徒の健康の状態を観察し、必要に応じて学校看護師に医療的ケアの実施を依頼する。

学校で行うことができる医療的ケア			学校における医療的ケアの実施者		
			特別支援学校 (肢体不自由以外※1) 高等学校等	肢体不自由特別支援学校	
実施12項目	実施することができる内容		学校看護師が実施	学校看護師の指導・助言の下、認定特定行為業務従事者も連携・協働して対応	学校看護師が実施
	口腔内 又は鼻腔内	咽頭より手前 咽頭より奥		○	○
① 吸引	エアウエイ内 ※2		○	○	○
	気管切開部	カニューレ内	○	○	○
		カニューレより先	○		○
② 経管栄養	経鼻胃管	滴下での注入 (ポンプ使用を含む)	○	○	○
		初期食の経口摂取と栄養剤の注入の併用 ※3	○	○	○
		水分のシリンジでの注入 (トロミ付きを含む)	○	○	○
	胃ろう	滴下での注入 (ポンプ使用を含む)	○	○	○
		半固体化栄養剤のシリンジ注入 ※4	○	○※6	○
		液体栄養剤のシリンジ注入 (トロミ付きを含む) ※5	○		○
		初期食のシリンジ注入 ※7		○※6	○
		初期食の経口摂取と栄養剤の注入の併用 ※3	○	○	○
	腸ろう	水分のシリンジでの注入 (トロミ付きを含む)	○	○	○
		滴下での注入 (ポンプ使用を含む)	○	○	○
	口腔ネラトン法		○		○
③ 導尿	導尿		○		○
④ エアウエイの管理	経鼻エアウエイの挿入・抜去		○		○
	経鼻エアウエイの管理		○		○
⑤ 定時の薬液の吸入	定時の薬液の吸入		○		○
⑥ 気管切開部の衛生管理	気管切開部の衛生管理 ※8		○		○
⑦ 胃ろう又は腸ろう部の衛生管理	胃ろう又は腸ろう部の衛生管理		○		○
⑧ 日常的酸素管理	作動状況の確認		○		○
⑨ 非侵襲的(マスク式) 陽圧換気療法の管理	作動状況の確認及び緊急時の対応		○		○
⑩ 気管切開下における人工呼吸器の管理	人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の対応 ※9				○※10
⑪ 血糖値測定及びその後の処置	血糖値測定及びその後の処置 ※11		○		○
⑫ 排痰補助装置の使用	気管切開部からの陽圧・陰圧の実施。バーカッショナップによる高頻度胸壁振動法の実施 ※12				○※12

肢体不自由特別支援学校においては、学校医または指導医及び主治医の指示・指導の下、学校看護師の助言を受け実施する。または、連携・協働して対応する。

※1 肢体不自由教育部門の併置校においては、他の教育部門は「肢体不自由以外」とし、学校看護師が実施する。

※2 吸引の際エアウエイが咽頭奥に入るがない場合に限る。

※3 「給食時間内に注入可能」等の実施要件を満たした場合に実施することとする。

※4 市販もしくは処方された半固体化した栄養剤を注入すること。

※5 液体栄養剤にトロミ剤を使用し半固体化した栄養剤も注入できるものとする。

※6 学校看護師の実施により実績を重ね、校内で安全性を検証した場合には、認定特定行為業務事業者も実施できるものとする。

※7 基本的には、学校給食として提供する初期食を実施対象とする。緊急時や校外での対応については、主治医の指示を確認し実施する。

※8 人工鼻・スピーチバルブの着脱については、認定特定行為業務従事者でなくとも指導医から着脱についての実地研修・指導を受けることを必須条件として可とする。

※9 緊急時の対応には、蘇生パックを使用した心肺蘇生等を含む。

※10 学校看護師の指導・助言の下、認定特定行為業務従事者も連携・協働して対応すること。詳細は「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン(改訂)(令和6年3月)」を参照のこと。

※11 衛生面の管理が可能な特定の場所(保健室等)で実施することが望ましい。その後の処置には、インスリンの注射を含む。

※12 呼吸サポート方式が口鼻マスクの場合、児童・生徒の状態により、学校と特別支援教育課と相談の上、個別に判断する。必要に応じてモデル事業を実施する。